

# 国際交流助成事業に関する運用内規

制 定：2018年 4月 22日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条に基づき、この運用内規を定める。

第2条 国際交流助成事業は、以下のものとする。

(1) 海外国際学会発表助成

海外で開催される国際学会において発表を予定している本会会員を対象に、一件につき15万円を限度として助成する。

(2) 海外研修参加助成

海外で開催される研修会に参加を予定している本会会員を対象に、一件につき10万円を限度として助成する。

(3) 留学生大会参加助成

海外より日本国内に留学生として滞在中で、本会大会に参加を予定している本会会員を対象に、大会参加費相当額を助成する。

2 (1)と(2)はあわせて年間10名程度、(3)は年間20名程度とする。

第3条 助成事業を行うために審査委員会（以下「委員会」という。）を本会に設ける。

2 委員会は、国際交流委員会委員長を含む委員5名と、理事長より指名された国際交流委員会委員を除く業務執行理事1名及び理事1名によって組織する。いずれも任期は2年とし、再任（連続した任期での就任）は、3期6年を限度とする。

3 審査委員長は国際交流委員会委員長とする。

4 委員会は助成対象者を内定し、理事長に報告する。

5 理事長は委員会の報告内容を業務執行理事会に諮問し、その承認を得て、助成対象者を決定する。

第4条 委員会は助成について、学会誌等で募集し、応募者の中から助成対象者を内定し、報告しなくてはならない。

2 助成対象者は、書類審査により選考する。

3 委員会は5名以上の出席により成立する。

4 委員会は委員長を議長として当該事項を審議する。助成候補者の内定は出席委員の5分の4以上の賛成によりこれを決定する。

5 委員会による助成対象者の内定は、メール審議も可とするが、その場合は全委員の5分の4以上の賛成によりこれを決定する。

第5条 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第6条 助成対象者は学会誌等で公表する。

2 助成対象者は事後すみやかに報告書を理事長に提出する。

3 理事長は助成対象者からの報告書を学会ホームページ等に掲載する。

第7条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則 1 この運用内規は2018年4月22日より発効する。